

医師採用経費支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 医師採用経費支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県地域医療課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの交付要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 医師少数区域の医療機関（産科および小児科については、医師少数区域にかかわらず対象）が、自院で不足する診療科の医師を県外から確保した際、その採用等にかかる経費を支援することにより、医療機関による採用活動の拡大と医師不足の解消を図る。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、奥越医療圏、丹南医療圏、嶺南医療圏に所在する病院および診療所（産科および小児科については、医師少数区域にかかわらず対象）とする。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者とししない。

(補助対象事業)

第4条 対象となる事業は、自院で不足する診療科の医師を県外から新たに常勤として採用する事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額および補助期間は別表に定めるとおりとする。なお、補助対象経費は、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

2 補助対象となる新たに採用する医師は次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 福井県外に居住または勤務する医師を採用すること。
- (2) 採用活動に経費が発生すること。
- (3) 大学医局からの人事異動等に伴う採用ではないこと。
- (4) 原則1年以上雇用される見込みであること。
- (5) 県内の医療機関において業務に従事する者であること。
- (6) 交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係にあった者を再び雇い入れるものではないこと。
- (7) 県外の系列関係にある医療機関から雇い入れるものではないこと。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要

- (2) 事業実施計画書
- (3) 補助対象経費の支出予定額調書
- (4) 収支予算書
- (5) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書
および地方消費税の納税証明書
- (6) その他知事が特に必要と認める書類

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、補助金の交付の適否を決定し、その旨を交付決定通知書により申請者に通知する。

(内容変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ交付変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業経費の総額20パーセント以内の金額の変更
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容を変更する場合

(事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定に係る県の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出実績額調書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助期間終了後の処遇を証明する書類の写し（雇用契約書等）
- (4) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (5) 採用した医師の従前の住所または勤務先がわかる書類
- (6) その他知事が特に必要と認める書類

(是正命令等)

第11条 知事は、前条の規定に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に準じる実績報告を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、第10条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定して補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条による補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 第12条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第15条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、当該補助金の交付日から知事が定める納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第17条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 補助事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	採用した医師にかかった経費 (広告費、採用予定者の旅費、引っ越し費用、住宅支援手当など) ※医療機関の職員や採用した医師の給与は除く
補助率	補助対象経費の3分の1
補助限度額	100万円/人
補助対象期間	交付決定日 ~ 医師を新たに採用決定した日から起算して3カ月以内、 または補助金交付を受けた年度の年度末のいずれか早い 時期
補助対象人数	1医療機関につき2人まで